



# 「使用者〔会社・企業等（※）〕」の 障害者虐待通報」窓口

…が平成 29 年 4 月より変更されます !!



※「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、工場長・労務管理者・人事担当者など指導監督権限のある者をいいます。

**現 在** ～平成 29 年 3 月 31 日まで

《電話番号》 0 7 7 - 5 6 6 - 1 1 1 5

《FAX 番号》 0 7 7 - 5 6 6 - 3 5 8 1

《所 在 地》 草津市笠山 7 丁目 8 - 1 3 8

滋賀県立長寿社会福祉センター内

(社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会)

**新** 平成 29 年 4 月 1 日から～

《電話番号》 0 7 7 - 5 2 1 - 1 1 7 5

《FAX 番号》 0 7 7 - 5 2 8 - 4 8 5 3

《所 在 地》 大津市京町 4 丁目 1 - 1 滋賀県庁

(滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課)